

2015 年度（平成 27 年度）金沢大学人間社会学域 法学類 編入学試験問題
(2014 年 9 月 2 日実施)

【小論文】(9 時から 11 時まで)

問 1 次の文章を読み、以下の設問に解答しなさい。

- (1) この文章中で、筆者が最も主張したいのは、どの部分であると考えられるか。
- (2) この文章を書き直すとしたら、読み手に対してよりわかりやすく、より説得的になるようにするには、どのような点をどのように変えたらよいと考えるか。また、その理由を述べなさい。なお、修正すべき点は一点とは限らない。

[戸田山和久『新版・論文の教室』(NHK 出版・2012 年) 198～199 頁より抜粋]

<出題の趣旨と講評>

法学類では、レポートや定期試験、卒業論文など文章を書く機会が多数ある。そこでは、筆者の思いつきをただ羅列したような文章ではなく、筆者の主張をわかりやすく、かつ論理的で説得的な文章を書くことが求められている。また、文章力をみがくことは、大学生活の中だけでなく、広く社会生活一般の中でも役立つものである。本問いは、よりよい文章を書く、ということ常を意識してもらいたいという趣旨で、主に大学の新生向けに書かれた論文の書き方をテーマとした書籍（戸田山和久『新版・論文の教室』NHK 出版、2012 年）の例題を素材として、受験者の文章を書くということに対する意識を問うものである。

解答にあたっては、例題の文章の中から、筆者の最も主張したいことを読み取り[設問(1)]、その主張とその主張を支える論拠がかみ合っているか、論旨を混乱させるような不必要な記述がないか、より説得的な文章を展開するにはどのような点を書き直したらよいか[設問(2)]、について、その理由を付して答えることが求められている。

採点にあたっては、まず、上記のような本問いの出題の趣旨を理解しているかをみた。この点については、大多数の答案において理解されていたと評価できる。一部の答案では、例題の論旨に対する反対論を展開するものがあつたが、これらの答案については出題趣旨を理解していないものと考えられる。

次に、文章をより説得的に展開するには、どのような点を修正すべきかについては、・筆者の最も主張したいことを文章の冒頭に置き、文章の主題を明確にする、・内容に応じ、段落を分けて記述する、・論理構造上、必要のない具体例を削除する、・より適切な具体例を挙げる、などの諸点が挙げられる。修正点の指摘および理由付けについては、上記のうち、2～3点くらいを指摘するものが多く、またおおむね修正案とその理由付けは説得的であったと評価できる。さらに、出題の趣旨にかんがみ、当該答案それ自体が丁寧に読みやすく書かれているもの（例えば、修正点に付番し、それぞれにつき、なぜ修正すべきか、どのように修正すべきかなどを整理して記述するなど）については、高く評価した。

問2

次の文章を読み、下線部の問いに対する、あなた自身の見解を述べなさい。なお次の2点に留意すること。①近代法における法と道德の関係はどうあるべきかについても、言及すること。②解答は、解答用紙1枚以内に収めること。

[星野英一『法学入門』（有斐閣・2010年）52頁～54頁より一部改変の上抜粋]

<出題の趣旨と講評>

「下線部の問い」（以下、設問という。）の部分についての結論自体は、損害賠償請求を認める、または認めない、いずれでも構わないし、場合分けして論じても良い。問題全体への解答の論じ方も様々ありえる。例えば、法と道德の関係はかくあるべきとの命題を立てた上で、そこから設問への解答を導くという論じ方や（即ち抽象論から具体論へ）、設問への解答を行った後に法と道德の関係を論じるという方法（具体論から抽象論へ）もあり得る。いずれにせよ採点においては、結論に至るまでの論理的な思考力・論理の一貫性、また自らの立場を説得的に論じることができているかを確認した。自身の見解・結論と異なる見解に対し言及・反論をすることで、自身の見解により説得力を持たせる答案であれば、より好ましい。

解答に際しては、法哲学の分野で出てくるようなキーワード（法実証主義、自然法論、リーガル・モラリズム等）は必ずしも用いる必要ない。実際、そのようなキーワードを使わずに説得的に論じた答案が複数あった。その一方で、キーワードを無理に羅列したため文章にまとまりがなく、結局何を伝えたいのか不明な答案も見られた。

設問では民事上の損害賠償が問われているのに、この場合の被救助者には刑罰を課されるべきかという刑事上の問題“のみ”を論じた答案が少なくない。民事と刑事の区別は、法学の基本中の基本である。「生存権」を「生命権」と書くなど、基本的な用語の誤りも散見される。

また、試験前にあらかじめ書く内容を決めていてそれと無理やり結びつけようとしたのか、設問が分かりやすい事例に基づくものであったにもかかわらず、自分で別の事例を作って論じた結果、問題の趣旨から離れ、しまいには設問自体に答えていない答案も見られた。

【面接】（13時～15時10分まで）

受験生自身が関心を有している最近の法的・政治的な社会問題を挙げてもらい、それについて質疑応答をすることで、当該問題の正確な内容を理解しているか、自分の意見を論理的に主張できるか、相手の質問に的確に答えることができるか、といった点を確認するとともに、場合によっては志望理由書の内容についても質問を行った。